

重点目標2 自然を守り育てるために

あらゆる自然と共生した社会の実現

■ 現状と課題

本市には、「日本の白砂青松100選」や「森林浴の森日本100選」などに選定された室積・虹ヶ浜海岸をはじめ、市民や水鳥の憩いの場である島田川、国指定天然記念物の峨嵋山樹林、石城山県立自然公園等の山々など、貴重で豊かな自然が残されています。

こうした恵まれた自然環境は、市民一人ひとりの生活とともに育まれた故郷の情景であり、かけがえのない財産として、地域住民の主体的な参画のもと、長年にわたり、「クリーン光大作戦」や「白砂青松10万本大作戦」などの保全活動を展開してきました。

一方、自然の力は強大であり、時として市民生活を脅かす存在にもなり得ることを認識しつつ、自然と共生を図ることも必要です。

今後も引き続き、「自然敬愛都市宣言」の理念に基づき、市民総参加による自然環境の保全と再生に取り組み、次世代に美しい自然環境を継承するとともに、自然とふれあい、学び、ともに生きる機会の創出により、自然を敬愛する豊かな心を育み、潤いとやすらぎのある市民生活を創造することが求められています。

■ 基本方針

「自然敬愛基本構想」に基づき、自然海岸や森林、生態系などの豊かな自然環境を積極的に保全するとともに、自然資源を有効に活用しながら自然とふれあえる場づくりや水辺を活かした快適な空間を創出し、自然を敬愛する豊かな心を育みます。

また、周辺の自然環境や景観との調和を図りながら、引き続き、海岸保全施設整備事業を推進します。

■ 政策展開の方向

(1) 自然敬愛精神の醸成

市民と自然が共生できる快適で潤いとやすらぎのあるまちづくりを進めるため、「自然敬愛基本構想」に基づき、市民、事業者、行政の緊密な連携と協働の取組みにより、地域環境力を高めるとともに、自然環境の保全と再生に向けた、自覚と意識の醸成に努めます。

(2) 自然環境の保全

本市のかげがえのない財産である貴重な自然環境を良好な状態で次世代に継承するため、自然敬愛精神に基づき、市民、事業者、市が協働で、山・川・海などの自然環境の保全、創造、再生を推進します。

また、「日本の森・滝・渚全国協議会」を中心に、東日本大震災で被災した海岸松林等の復旧に取り組み、自然敬愛の輪を全国に広げます。

このほか、高潮対策や侵食対策が課題となっている室積海岸については、引き続き、周辺の自然環境や景観と調和した海岸保全施設の整備を推進します。

(3) 自然環境の高度利用

自然環境や生態系に配慮した多自然川づくり、海岸やため池を活用した水辺空間の創出やレクリエーションエリアとしての森林整備など、自然と人のふれあいの場の確保に努めるとともに、自然体験型学習の推進により、自然に対する保全意識の高揚を図ります。

(4) 公害防止対策の推進

住みよい生活環境を維持するため、環境監視体制の充実や公害防止協定等の締結を推進するとともに、市民・事業者の公害防止意識の向上を図り、事業活動に起因する産業型公害、自動車騒音等の都市・生活型公害の影響の軽減を図ります。

■ まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値（H23）	後期目標（H28）
①「自然環境の保全」に関する満足度	36.2%	38.0%
②海岸松林の数	59,600 本	維持
③クリーン光大作戦の参加者数	20,553 人	21,000 人

■ 主要な事業例

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
「自然敬愛基本構想」の推進						環境政策課 関係各課
白砂青松10万本大作戦の推進						水産林業課
クリーン光大作戦の推進						文化・生涯学習課
どんぐりランドの整備						水産林業課
健康ウォークやオリエンテーリングの推進						健康増進課 文化・生涯学習課
森林浴、飛沫浴、海浜浴の推進						環境政策課
伊藤公の森の管理・保全						水産林業課
環境学習・自然体験学習の推進						環境政策課
自然海岸の清掃活動の実施						文化・生涯学習課 関係各課
自然環境や景観と調和した海岸保全施設の整備						水産林業課
森林・農地の保全						農業耕地課 水産林業課
石城山県立自然公園の保全						水産林業課 関係各課
松林の保全対策の強化						水産林業課
潮音寺山や門蔵山などの里山の再生と活用						水産林業課 地域づくり推進課
自然に配慮した川づくり						道路河川課
環境監視・指導体制の整備						環境政策課
公害防止協定等の締結						環境政策課



重点目標2 自然を守り育てるために

未来に引き継ぐ低炭素社会の構築

■ 現状と課題

飛躍的に発達した科学技術と社会経済活動に伴い、人々の生活は物質的に豊かで便利になりましたが、日常生活や経済活動から生じる環境への負荷は増大を続け、その影響は、地球温暖化や酸性雨、オゾン層の破壊など地球規模にまで広がっています。

こうした中、わが国では、平成21年の国連気候変動サミットで表明した削減目標を踏まえた取組みが進められており、国民の間でも、地球温暖化対策の有効手段の一つである自然エネルギーに対する関心が高まっています。

本市では、これまで、環境基本条例や「環境基本計画」に基づき、大気や水環境などへの公害の防止や、太陽光を中心とした自然エネルギーの導入など、総合的な環境施策を進めてきました。引き続き、市民や事業者との連携のもと、環境教育の充実や自然エネルギーの普及、省エネルギーの促進など、地域や地球環境への負荷が少ない社会づくりに取り組むとともに、地球環境に対する市民意識をこれまで以上に高めていく必要があります。

■ 基本方針

地球環境に負荷が少ないライフスタイルの普及を促進するとともに、市民、事業者、市の協働による環境教育や環境保全活動を推進します。

また、自然エネルギーの普及や省エネルギーの促進など、低炭素を志向したまちづくりを推進します。

■ 政策展開の方向

(1) 環境保全対策の推進

地球環境に負荷が少ないライフスタイルの普及を促進するとともに、市民、事業者、市が連携した環境保全活動や環境教育を推進するなど、地域や地球環境の保全に向けた取組みを強化します。

また、環境問題に対する国の動向や市民意識等を踏まえ、新たな「環境基本計画」を策定します。

(2) 地球温暖化対策の推進

本市の特性を活かした地球温暖化対策として、市内への太陽光発電システムの普及を促進するとともに、太陽光以外の自然エネルギーについても、本市への導入、実用化の可能性を検討します。

また、緑のカーテンを普及するとともに、省エネ型街路灯への転換など、省エネ製品の導入を促進します。

■ まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値（H23）	後期目標（H28）
①環境保全啓発活動の回数	46.4%	60.0%
②省エネルギーに心がけている人の割合	31.8%	40.0%

■ 主要な事業例

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
環境基本計画の推進	次期計画策定					文化・生涯学習課
市民や事業者等との連携による環境教育・環境学習の推進						文化・生涯学習課
★太陽光や太陽熱などの自然エネルギーの利用促進						文化・生涯学習課
★省エネ製品の導入促進						文化・生涯学習課 地域づくり推進課
新たなエネルギー資源の活用方策の研究						文化・生涯学習課 地域づくり推進課
地球温暖化対策の推進						文化・生涯学習課

重点目標2 自然を守り育てるために

地域から取り組む循環型社会の構築

■ 現状と課題

戦後の高度経済成長以降、わが国では大量生産、大量消費、大量廃棄の時代が続き、国民生活は便利で豊かになりましたが、一方で、廃棄物の発生量の増大や最終処分場の確保の問題、不法投棄の増大などへの対応が喫緊の課題となっています。

こうした中、国においては、「第二次循環型社会形成推進基本計画」に基づく、リデュース・リユース・リサイクルの3Rや、環境に配慮したライフスタイルの見直しなど、循環型社会の形成に向けた取組みを加速しています。

本市では、これまで、物を大切にする「もったいない」という日本古来の精神文化を掲げ、そのシンボルとして「ふろしき」を普及啓発するなど、市民の環境意識の向上に努めてきました。また、「一般廃棄物処理基本計画」などに沿って、廃棄物の発生抑制のための普及啓発活動などを進めるとともに、リサイクルセンター「エコぱーく」を活用した廃棄物の効率的処理や再資源化を推進してきました。

今後は、こうした環境意識のさらなる醸成を図り、市民、事業者、行政が、適切な役割分担のもと、地域における3Rの取組みを強化していく必要があります。

また、経済的インセンティブを活用したごみの発生抑制や再利用の促進を図るための手法として、引き続き、ごみ処理手数料の有料化について検討を進める必要があります。

■ 基本方針

持続可能な循環型社会の構築を目指して、市民・事業者と連携を図りながら、廃棄物の発生抑制や再資源化など、3Rの取組みを推進するとともに、ごみ処理の複雑化や高齢化に対応するため、市民ニーズに的確に対応できる収集サービスの充実に努めます。

また、家庭から排出されるごみの多くを占める生ごみのリサイクルを推進します。

■ 政策展開の方向

(1) ごみの発生抑制

「もったいない文化」の普及啓発に努めるとともに、「ごみの行方」見学ツアーや環境学習、ごみ分別辞典などを活用した市民の意識啓発を推進します。

また、エコショップ認定制度の充実など事業者の自主的な取組みを促進するとともに、不用品交換システムの充実を図ります。

このほか、ごみの発生を抑制するための手法の一つとして、ごみ処理手数料の有料化について検討します。

(2) 再資源化の推進

リサイクルセンター「エコぱーく」を拠点に、ごみの再資源化を進めるとともに、家庭から排出されるごみの多くを占める生ごみのリサイクルを推進します。

また、紙製容器包装の再資源化を促進するとともに、地域で取り組む資源回収等を支援します。

(3) 廃棄物適正処理の促進

「一般廃棄物処理基本計画」に基づく廃棄物の適正処理に努めるとともに、出前講座やごみカレンダー等を活用したごみの正しい分け方、出し方に関する普及啓発を推進します。

また、関係機関等との連携を図りながら不法投棄監視体制の強化に努めます。

(4) 時代に対応した対策の推進

ごみ処理の複雑化や高齢化の進行などに対応するため、粗大ごみ等の戸別収集など、市民ニーズに的確に対応できるサービスの充実に努めます。

■ まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値（H23）	後期目標（H28）
①市民1人あたりのごみの排出量	346 kg	330kg
②リサイクル率	28.7%	32.0%
③ごみの最終処分量	1,460t	1,200t
④ごみの分別を行っている人の割合	95.9%	100.0%

■ 主要な事業例

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
もったいない文化の醸成						環境政策課 環境事業課
不用品交換システムの充実						環境事業課
市民や事業者への啓発活動の推進						環境事業課
ごみ処理の有料化※	調査・研究					環境事業課
エコぱーくを拠点とした再資源化の推進						環境事業課
一般廃棄物処理基本計画に基づく 廃棄物の適正処理の推進						環境事業課
地域における再資源化の推進						環境事業課
生ごみリサイクルの推進						環境事業課
不法投棄監視体制の整備						環境事業課
市民ニーズに対応した収集サービスの実施						環境事業課

重点目標2 自然を守り育てるために

衛生的な生活環境の確保

■ 現状と課題

健康で快適な生活環境の確保のみならず、河川や海など公共用水域の水質の保全、さらには、生態系の維持などにも重要な役割を果たす下水道は、生態系の一員である私たちが日常生活や生産活動を営む上で必要不可欠な都市基盤です。

本市では、島田川流域と室積・虹ヶ浜海岸を含む瀬戸内海の水質保全を目的に、本市と周南市（旧熊毛町）、岩国市（旧周東町、旧玖珂町）を対象とした周南流域下水道事業と整合を図りながら公共下水道の整備を進めるとともに、計画区域外の地域における汚水処理対策として浄化槽の設置を促進しており、平成23年3月末における下水道の普及率は74.3%、汚水処理人口普及率は80.4%となっています。

公共用水域の水質保全と快適な生活環境を創出するため、引き続き、下水道会計の財政健全化との両立を図りながら、計画区域の整備を計画的に推進するとともに、計画区域外の地域や、計画区域内であっても下水道整備が見込まれない地域の汚水処理対策の充実が求められています。

■ 基本方針

公共用水域の水質保全と市民の生活衛生環境の向上を図るため、公共下水道を計画的に整備し、水洗化を促進するとともに、下水道会計の財政健全化に向けた取組みを推進します。

また、計画区域外の地域の処理対策の充実を図るとともに、計画区域内であっても公共下水道の整備が見込まれない地域に対して、浄化槽設置を支援します。

■ 政策展開の方向

（1）流域関連公共下水道事業の推進

「下水道整備計画」に基づき、公共下水道を計画的に整備し、水洗化を促進するとともに、緊急度の高い地域から雨水渠の整備など雨水排水対策を推進します。

また、老朽化した管渠等の計画的な補修を実施するなど、施設の長寿命化に努めます。

さらに、計画区域のうち、下水道整備が見込まれない地域については、浄化槽設置を支援します。

（2）下水道事業の経営の安定化

使用料の適正負担を確保するとともに、浄化センター等の施設の効率的な維持管理に努めるなど、下水道事業の経営安定化に努めます。

(3) 計画区域外の処理対策の充実

計画区域外の処理対策として、浄化槽の設置等を促進し、公共用水域の水質保全と良好な生活環境の維持に努めます。

また、一定の条件のもとで、計画区域外の地域から公共下水道への汚水の流入を行います。

(4) 水環境の保全

生活排水による水質汚濁を防止するため、使用済み食用油や調理くずの適正処理、洗剤の適正使用など、地域住民による水質浄化に向けた実践活動を促進します。

また、し尿及び浄化槽汚泥の計画的な収集を行うとともに、処理施設における排水の適正な処理を推進し、公共水域における水環境の保全に努めます。

■ まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値（H23）	後期目標（H28）
①下水道普及率	74.3%	79.0%
②污水处理人口普及率	80.4%	90.0%

■ 主要な事業例

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
公共下水道の整備						下水道課
水洗化の促進						下水道課
老朽管の補修・更新						下水道課
浄化センターの効率的な運営						下水道課
下水道会計の財政健全化の推進						下水道課
浄化槽の設置等の促進						下水道課
★汚水の区域外流入						下水道課
し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理						深山浄苑